

岡山県海面漁業調整規則（昭和40年岡山県規則第45号）第12条第1項の規定に基づき、許可をすべき知事許可漁業に関する制限措置を定めるとともに、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり公示する。

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置
- 別表のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 令和8年8月24日から令和8年9月24日まで

別表

地区名	漁業の名称及び漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業の 認可をすべき船 舶等の数	漁業を営む者の資格
黒崎	かごなわ漁業 かにかごなわ漁業	倉敷市玉島黒崎及び浅口市地先海面 ただし、別 紙指定海域に限る。※別紙30	10月1日から 3月31日まで	定めなし		4	・倉敷市玉島黒崎、玉島黒崎新町、玉島勇崎、玉島柏台、玉島柏島、に住所又は漁業 根拠地を置く者であること ・操業に必要な装備を有する漁船の所有者又は使用者であること ・操業区域に含まれる第2種共同漁業権の漁業権者との調整が図られている者であるこ と



かにかごなわ漁業操業区域

点ア、イ、ウ、及び点エの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。但し、除外区域を除く。

点ア: 倉敷市玉島番所鼻東南端

点イ: 点アから真方位142度1530mの点

点ウ: 点イから真方位180度の線と点エから真方位69度の線との交差点

点エ: 浅口市寄島町寄島東端

